

○ 招 集 告 示

吉川松伏消防組合告示第3号

平成27年第1回（3月）吉川松伏消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年3月20日

吉川松伏消防組合管理者 中 原 恵 人

記

- 1 期 日 平成27年3月31日（火）
- 2 場 所 吉川松伏消防組合消防本部3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	高	橋	昭	男	議員	2番	加	藤	克	明	議員	
3番	中	村	喜	一	議員	4番	小	林	昭	子	議員	
5番	五	十	嵐	惠	千	子	6番	伊	藤	正	勝	議員
7番	鈴	木		勉	議員	8番	川	上		力	議員	
9番	堀	越	利	雄	議員							

不応招議員（なし）

## 平成27年第1回（3月）吉川松伏消防組合議会定例会

議事日程（第1号）

平成27年3月31日（火曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 第1号議案 平成27年度吉川松伏消防組合一般会計予算

午前9時33分開会

出席議員（9名）

1番	高橋昭男	議員	2番	加藤克明	議員
3番	中村喜一	議員	4番	小林昭子	議員
5番	五十嵐惠千子	議員	6番	伊藤正勝	議員
7番	鈴木勉	議員	8番	川上力	議員
9番	堀越利雄	議員			

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	中原恵人
副管理者	会田重雄
消防長	酒井誠
次長兼総務課長	地引二郎
予防課長	戸井田勉
警防課長	伊藤嘉則
吉川消防署長	鈴木克巳
松伏消防署長	鈴木哲夫

---

本会議に出席した事務局職員

書記長	小池稔
書記次長	植竹敬一郎
書記	麻生悠樹

○堀越利雄議長 皆様、おはようございます。議員の皆様方には大変お忙しい中、ご健勝にてご参集を賜り、ありがとうございます。

---

◇

◎開会の宣告

(午前 9時33分)

○堀越利雄議長 ただいまの出席議員は9名全員であります。これより平成27年第1回吉川松伏消防組合議会定例会を開会いたします。

---

◇

◎開議の宣告

○堀越利雄議長 これより直ちに本日の会議を開きます。

---

◇

◎議事日程の報告

○堀越利雄議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○堀越利雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、

4番 小林 昭子 議員

5番 五十嵐 恵千子 議員

以上の2名を今会期中の会議録署名議員に指名いたします。

---

◇

◎会期の決定

○堀越利雄議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



### ◎諸般の報告

○堀越利雄議長 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より平成26年度定例監査及び平成26年8月から平成26年11月までの例月出納検査の結果について報告がありました。お手元にその写しを配付させていただきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会に管理者より提出された議案の件名につきましては、お手元に議案目録の写しを配付しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、今期定例会に出席の説明員の氏名につきましては、お手元に配付させていただきましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第180条第2項の規定により、管理者から「専決処分の報告について」提出がありました。その報告書をお手元に配付させていただきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。



### ◎行政報告

○堀越利雄議長 日程第4、行政報告を行います。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 皆様、おはようございます。

議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本日は平成27年第1回吉川松伏消防組合議会定例会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

早速ではございますが、行政報告にあわせまして一言ご挨拶させていただきます。

このたび吉川市長選挙におきまして、3月7日より吉川市長に就任いたしました中原恵人でございます。議員の皆様、また関係者の皆様からご指導、ご協力をいただく中で、吉川松伏の皆様のご信頼、期待に応えられるよう精いっぱい力を尽くしてまいりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、3点の行政報告をさせていただきたいと存じます。

まず初めに、吉川松伏消防組規約第9条第2項の規定に基づく当消防組合管理者を定める件で、ごございます。本件につきましては、松伏町長と協議をいたしまして、平成27年3月7日適用にて任期中におけます吉川市長が管理者に、松伏町長が副管理者とする協約書を締結いたしましたので、ご報告いたします。重ねまして、吉川松伏消防組合管理者として、構成市町の消防行政の重責を担うことになり、より一層の消防力の充実、強化、消防行政の向上に努めてまいる所存でございます。

2点目に、消防指令システム更新整備事業でございます。本件につきましては、平成26年12月議会、第15号議案 平成26年度一般会計補正予算（第2号）にて、限度額3億2,154万9,000円の債務負担行為を追加し、議決を賜りました案件でございます。

本契約手続につきましては、事後審査型一般競争入札の方式により、平成27年1月21日から約1カ月の告示期間を設け、当消防組合ホームページ掲載、関係経済新聞等への寄稿により周知し、平成27年3月4日に入札会を実施し、落札候補者がおりましたことから、確認資料等による審査を踏まえ、三信電気株式会社と仮契約を締結いたしました。

本消防指令システム更新整備事業は、平成27年度の国庫補助金の交付対象となっておりますことから、国に対しまして当該補助金の交付申請行ったところです。国の平成27年度当初予算に係る当該補助金配分の内示は、採択・不採択にかかわらず、平成27年4月下旬ごろに決定されると伺っております。

このようなことから、国庫補助金の決定後、平成27年7月定例会の前に臨時議会を招集させていただき、本消防指令システムの工事請負契約の締結について議案を提出させていただきたいと考えております。なお、一般競争入札の結果等の資料をお手元に配付させていただいておりますので、ご確認いただき、本事業に対しましてご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

3点目に、平成26年中の火災、救急等の出動状況でございます。事前に資料を配付させていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

初めに、火災出動件数につきましては32件、昨年と比べますと17件の減少となっております。過去10年間で最も少ない件数です。

次に、救急出動件数につきましては3,965件で、昨年と比べますと246件増加しております。これは主に急病による出動の増加でございます。

なお、出動状況の詳細につきましては、お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

以上で行政報告を終わります。



## ◎一般質問

○堀越利雄議長 日程第5、一般質問を行います。

通告に従いまして、8番、川上力議員の質問を許可します。

通告第1号、8番、川上力議員。

○8番 川上 力議員 8番議員の川上力でございます。議長より許可をいただきましたので、一般質問通告に従ってさせていただきますと思います。

私のほうからは、今回一般質問させていただきますのは、通告書にもございますとおり、消防団の使用する備品について、どのような管理がされているのかという点についてでございます。消防団ごとに備品各小屋といいますが、待機するところございますけれども、そういったところにホースであったり、懐中電灯であったりということで、いろいろな備品が設置されているわけなのですが、こういった備品が各消防団が単独でといいますが、管理しているのか、こちら消防本部がどのような形で管理をしているのかということをお聞きしたいと思っております。

2点目は、例えば毎年同じようなものが繰り返し支給されたりして、過剰な格好になっていないかどうか。耐用年数等を鑑みて、しっかりとした対応ができていないかどうかをお聞きしたいと思います。

あわせて3点目に、現場の消防団から備品等についての要望、こういったものが欲しいのだというように本部として受けているのかどうか。特に私の耳に入ってきた声としては、消防団の方も長年勤めておられる方は、地域の地理に非常に精通をしておりますので、どこどこと言われれば、該地のまますつと行けるわけなのですが、やはり若手の方とか、年数の新しい方は、番地等を指示されても、なかなかスムーズに行けないということで、カーナビ等があればあれなのですが、住宅地図、そういったようなものが各分団にしっかり配置して、新しいもので、もう何年もたって古いものとかでなく、新しいものが欲しいというような声も聞いておりますが、こういったものの更新ができていないかどうか。

4点目に、そんなにあってほしくないことですが、やはり消防団が現場に行ったときに、AEDを使わなければいけないようなことが生じることも考えられるということで、AEDを各消防団の車両に配置するような計画、こういったものをしたほうがいいのかというふうに私思っています、この4点についてご答弁をお願いします。

○堀越利雄議長 ただいまの8番、川上力議員の一般質問に対しまして答弁を願います。

伊藤嘉則警防課長。

○伊藤嘉則警防課長 川上議員のご質問にお答えをいたします。

消防団の使用する備品はどのように管理されているのかのうち、1番目の消防団ごとに備品の管理はどのようになっているのかでございますが、備品につきましては、災害現場で使用するための資器材といたしまして、消防団車両納入時の積載品であります照明用器具・放水用器具などの備品がございます。また、消防団車両納入時とは別に、消防本部から別途支給させていただきました備



品といたしまして、放水器具としての消防ホースや簡易救助器具としての油圧ジャッキ、鉄線カッターなどの備品、また安全保護具としての肘当て、膝当てなどの備品がございます。これらの備品につきましては、各分団において毎月点検を実施しておりまして、故障などのふぐあいが生じた場合には、その都度消防本部にて対応を図っているところでございます。

次に、2番目の毎年同じようなものが支給されていないか。それらの耐用年数はどうかでございますが、消防本部から支給している備品につきましては、現場活動を考慮した上で、備えなくてはならない資器材を支給いたしております。毎年同じようなものを支給しているのではなく、現場活動で不都合が生じていると判断された場合に、現場活動用資器材として備品を支給させていただいております。

また、耐用年数につきましては、消防団車両の耐用年数は約17年としているところですが、備品の耐用年数につきましては、特段定めてはおりません。備品の取り扱いについては、これまでと同様、各分団に日ごろから取り扱いを愛護的に行っていただき、故障などのふぐあいが生じた場合に、その都度消防本部が対応する方法が最善であると認識いたしております。

次に、3番目の現場の消防団から要望は聞いているのか。住宅地図更新はできているのかでございますが、機械器具置場、消防団車両に修繕を必要とする場合や備品などに不足が生じた場合には、その都度要望書の提出を求めているところでございます。提出されました要望書をもとに、消防本部において状況確認を行った上で対応を図っておりまして、消防団会議におきましても、新たに配備したい備品などの意見確認も実施しているところでございます。

また、住宅地図の更新につきましては、平成27年度に全分団にゼンリン住宅地図の配備を予定しております。こちらにつきましては、新入団員で地理に余り詳しくない方もいるとの意見を伺っておりますことと、災害発生時には地図座標を送信することが可能となりますので、現場特定が容易になりますことから、災害発生時の出動に万全を期すために有効に活用してまいります。

次に、4番目のAEDを配置する計画をすべきではないかでございますが、現状は各分団にAEDの配置はいたしておりません。AEDの取り扱い方法や心肺蘇生法につきましては、消防団員に対しまして普通救命講習会を開催いたしております。普通救命講習会につきましては、吉川市消防団については年間3回、松伏町消防団については年間2回を開催しておりまして、1回の開催につき定員は30名といたしております。

この普通救命講習会は、消防団の年間行事計画において決定され、いずれも日曜日の午前9時から正午までの開催となっております。

普通救命講習会の受講状況につきましては、新入団員の方は入団した年度に受講を促しておりますので、そのほかの消防団につきましても、3年ごとの再講習の受講を促しておりますので、消防団員の普通救命講習会の受講済者の割合は97.1%となっております。したがって、ほとんどの消防団員は、AEDを使用した心肺蘇生法を習得しているものと認識いたしております。

また、AEDの活用方法につきましては、消防団員が使用するのみでなく、市町民の皆様もいざというときにAEDを持ち出して使用できる体制を確保する必要があると考察しております。

消防団の機械器具置場は、吉川市内に14カ所、松伏町内に7カ所ございます。機械器具置場については、車両や資器材などが保管されていることから、ふだんは施錠されておりますので、消防団以外の方は機械器具置場に立ち入ることができない状態にあります。AEDを消防団員が活用するための資器材として扱うか、市町民の方も使用できる体制を確保するかの検討も含めまして、活用方法を十分に検討した上で、構成市町の財政状況を鑑みながら、AEDの配置について研究を進めてまいりたいと考察しております。

以上でございます。

○堀越利雄議長 ただいまの答弁に対し再質問はありますか。

8番、川上力議員。

○8番 川上 力議員 それでは、2点お聞きしたいと思います。

1点目は、ゼンリンの住宅地図が平成27年度に全配備する計画ということで今ご答弁いただいたのですが、時期的なものです、いつぐらいに配備する予定なのかということが1点と。

もう一点は、AEDの件ですけれども、松伏においても吉川においても、やはり住宅が密集していたり、公共施設がいっぱいあったりする地域と、やはり比較的農村地帯で余り公共施設がなかったり、住宅が密集していなかったりする地域というのがあると思うのです。特にそういうAEDがふだん置かれている施設というのは、公共施設は結構置かれているわけなんですけれども、そういった場所で、そういった施設がないような場所でいろんなことが災害等があったときに、今ご答弁ですと、市民の方も含めてAEDは皆さんが使えるのが一番いいわけなんです、現場にいち早く急行したそういった消防団の方が持っていけばすぐに使えるということも含めてぜひ配備したほうがいいなというふうに私は思っておりますので、その件についてももし管理者のほうでお答えできれば、方針等あればお答えいただきたいと思います。

○堀越利雄議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

伊藤嘉則警防課長。

○伊藤嘉則警防課長 川上議員のご質問2点につきましてお答えいたします。

ゼンリンの地図なのですけれども、平成27年度、新たな地図を配布するというので、配布時期もございます。できるだけ早い時期に配布をしたいと考えております。

また、AEDの関係なのですが、確かに川上議員のおっしゃるとおりだと思っております。公共施設で42公共施設、それとあわせまして、そのほか一般工場、民間施設で58施設ございます。そのような施設のホームページにも掲載しておりますので、有効に活用していただきたいということが1つと、先ほどもお話をしましたように、AEDの配備については、構成市町と財政状況もございまして、その辺も鑑みながら今後相談して検討していきたいと考えております。

以上です。

○8番 川上 力議員 終わります。

○堀越利雄議長 次に、6番、伊藤正勝議員の質問を許可します。

通告第2号、6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 それでは、一般質問に入らせていただきます。

中原市長、消防管理者としてこれから重責を担われることにもなります。おめでとうございます。よろしく願いをいたします。

市長就任以来3週間余りたちましたけれども、きのう吉川市議会が終わりまして、骨格予算の提出のみでございましたけれども、若く、フレッシュで、はつらつとした息吹が市の内外、庁舎、議会にも伝わってきております。好感を持って多くの人々が受けとめているのではないかと思います。本日は初めての消防議会であります。よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、質問に入りますが、時間は1時間以内ということでございます。全ての時間が入ります。答弁者のほうも時間を若干気にしていただいて、ご発言をいただければと思います。

冒頭で基本的な質問をいたします。消防管理者としてご就任の中原市長に基本的な考え方を2点にわたって伺ってまいります。市民とともに「オール吉川」で、そしていろいろな問題をオープンに公開をしていく、そういう姿勢で臨まれるということを公約等でも掲げていらっしゃると思います。この消防職員、消防団員、市民の皆さんに向けて、消防、救命、救急、地域防災への取り組みを含めてメッセージをアピールをまずお願いできればと思います。

第2点は、ご存じの救命救急士の暴行事件についてでございます。この問題、2年前の発生であります。1年間にわたって追及をしてまいりましたが、まだいまだに事実関係が必ずしも明らかではないというふうに言えようかと思います。隠蔽体質の壁は極めて厚く、この壁をどう乗り越えるのか、乗り越えなければ消防行政、消防の業務をよりよく前に進めることはできないのではないかと懸念をしています。適正、的確な取り組みを、そして市長のめり張りのきいた見解をまず伺っておきたいということでもあります。

次に、若干個別、具体的に救命士暴行事件の隠蔽工作について再確認、再質問ということでございます。7月、12月議会で取り上げてまいりましたが、必ずしも明白ではないということで、新しい市長のもとでしっかりその事実確認をさせていただきたいということでもあります。

大きくは2点であります。119番で駆けつけた職員が、その大切な使命をまさに果たしている現場で暴行を受けて2週間のけがを負いました。大変悪質で許せない行為だと思えます。二度とこのようなことがないように多角的な検証が必要でございます。警察へ当然のことながら被害届、告訴をいたしました。しかし、どういふことか途中でこの告訴が取り下げられました。被害届の取り下げが行われたわけです。この2点について、提出と取り下げの2点に関連して伺ってまいります。

まず、被害届の提出、告訴をした段階では、組織判断はどうだったのか。前任者の戸張管理者は、

病院に向いて診断を受けて、そして警察に被害届を出すようにと指示をしたとときに答弁をしております。そのときの経過、管理者との協議し、具体的にどういうものであったのか、確認をさせていただきます。

被害届を提出したときの警察への出頭者は3人だということですが、誰と誰と誰だったのか。具体的に、そしてどういう供述をしてきたのか。どの程度の時間だったのか。提出の資料は何かあったのか。当日の報告書、救急支援報告書と救急活動記録票が保存されております。これらを当然持っていかれたと思いますけれども、それらを含めた資料についても説明をお願いをしたいと思います。

私の調査の中では、当日各種の資料とあわせてテープを持参したと、その暴行を起こした本人の声などが入ったテープだろうと思います。なぜ提出をしたのか。その保存はどうなっているのか。先ほちょっと確認をしたところ、消却をしましたというような返事が関係者からありまして、どういうことになっているか、これもあわせて伺っておきます。

警察には別途当日の関係者、2度目にも出頭要請があったということですが、このときはどういう事情だったのか。誰が行ったのか。どんな捜査を受けたのかを報告をいただければということになります。事実の確認です。

被害届の取り下げの経緯についても伺ってまいります。被害届を出すということは、当然の判断でありまして、ここまでは理解がおおよそできます。しかし、取り下げの経過については、前任の管理者は、その後の示談成立などは事後報告で聞いた。被害届の取り下げを私が指示するなど必要がなく、そしてそういうことはしていないということを繰り返し答弁をしております、よくわかりません。組織内の重要な事件について、組織としてきちっとした対応がとられるのが当然だと思います。どんな判断のもとにこの状態が行われたのか、管理者との連絡、協議、そして指示などはなかったのか、透明性を持った答弁にしていきたいと思います。そのときの取り下げの判断と手続、組織内で例えば担当の総務課長、次長が私の判断でやりましたというような簡単なものではなからうと思います。どういう判断と組織内の手続があったのか。組織としてどう機能してこういう取り組みになったのか、職員の説明はどうか。関係者に、市民にわかるように説明をしてほしいということになります。

次に、酒井消防長が7月、12月の議会で事件当時の前任者の消防長と十分連絡をとった上で発言をしているというふうに答弁をしております。本当に十分連絡をとった上で発言をしたのかどうか。消防長としては現場責任者の答弁としては極めて曖昧で、不十分、適正を欠くというふうに受けとめまして、前任者と本当に意見を交換して、引き継いで責任を持った答弁をしたのかどうか。必要があれば訂正を含めて発言をいただきたい。

私は、この組織的隠蔽工作だと申し上げてまいりました。この言葉を使うのに大変失礼だという思いが少し走ると同時に、大変ある種の圧力といいますか、恐怖感に近いことをいろんなところで

感じまして、取材調査、そして接近すること自体が何か抵抗されている、あるいは拒否されている、そのような思いを何度もいたしました。いろんな修羅場もくぐってはきましたけれども、この体質は相当なものだなという感じがしております。私が世間で言えば、「こんなことを言われてたまらん」というのが普通だろうと思いますけれども、隠蔽工作だと、組織を挙げての隠蔽工作ではないかと申し上げておりますけれども、この指摘に対する見解あるいは反省や教訓、どう考えるのかということについても伺っておきます。

同時に、この事件についてのこの2年間、発生以来、そして事件が発覚以来、どんなふうを受けとめてこられたのか、これからどう扱われて取り組んでいくのか、決着をつけるのか、総括的に見解を伺っておきたいということでもあります。

そして、最後に、この問題はまず事実関係を明確にしなければならないということが第一であります。事実関係の調査であります。そして、隠蔽工作が行われていたとすれば、それは誰の指示によるのか、原因の究明がなされなければならないと思います。どういうことでそういうことになったのか、原因の究明であります。

次に、組織内で誰かがいさめたり、あるいは組織でどう扱うかということについて当然協議が行われてしかるべき問題だろうと思います。そういうことがなかったというのが今までの答弁や私の取材でもそういうことを感じませんが、もしそういうことができていないとすれば、組織に大いなる欠陥がある。そういう土壌はどこから生まれてきたのか。個々人がとてもいい人たちが大勢います。ほとんど全員いい人だろうと思います。誠実でもあります。しかし、組織としてどこに向かって誠実に動くのか、この取り組みの方向性によっては組織が今後大変マイナスの作用をするような場面が出てくるのではないかと、そういう懸念もいたします。組織的事態、事件を生み出した、あるいは事態を生み出した組織というもののありようというものを明らかにしていただきたい。その上で、どこに責任があるのか。こういうことを言われて、消防への不信感みたいなものが芽生えてくる、信頼感が低下をする。せっかく生き生きとした取り組み、市民の安全と安心のとりでの役をやっていく消防の、あるいは救急の皆さん、関係の皆さん、そういう人たちが本当に自分の職場に、仕事に誇りと責任が持てるような、そういう職場の雰囲気になってもらいたい。そのためにはやはり責任の明確化ということもひとつ求められるのだらうと思います。そして、再発をどう防止していくのか、そのことを考え、それを職員に浸透させるとともに、市民に向けて公表するという場面も最終的には必要だらうと思います。こうしたいわゆる自浄作用のプロセスをぜひ組んで取り組んでいただきたい、そのことを申し上げます。

そのために次の消防議会までに事件当時のできれば消防長を軸に検証チームをつくって、責任ある報告書が提出できるように求めたいということでございます。やはりこの組織の土壌がよくわかっている、そして当時の現場責任者という方がこの自浄作用を速やかに行うには不可欠かなと思います。必要ならば第三者も加えてもいいかもわかりません。いずれにしても事実関係の調査、原因

究明、組織の土壌、そして責任の明確化、再発の防止というプロセスをぜひやり遂げて、新たな消防として再出発ができるように、その一つは報告書をみずから出すということではないかというふうに思っています。

提出した質問にお答えをいただければと思います。

○堀越利雄議長 ただいまの6番、伊藤正勝議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、伊藤議員の質問にお答えいたしたいと思います。

まず、市長に就任しまして、新たな消防管理者となりました私の管理者としての基本的姿勢が1点目、そしてどのような取り組みをしていくのかというのが2点目の質問だったかと思えますけれども、まず1点目の管理者としての基本姿勢でございますが、安心・安全なまちづくりの一翼を担う当消防組合といたしましては、市町民の生活基盤を守るという重要な社会的使命がございます。あらゆる災害に的確に対応するためにも、消防車両等の消防施設、消防装備品の充実を図ることはもとより、消防職員が職務を遺憾なく遂行できるかどうか、そうした環境を整備することが消防管理者としての責務だと考えています。市町民が安心して暮らせる災害に強いまちをつくること、またそれを皆様実感していただけるように、ご意見、ご期待をしっかりと受けとめ、公正、透明、そして力強く安心感のある消防行政を推進してまいりたいと思っております。

次に、取り組みについてでございますが、東日本大震災を初めとする大規模災害の教訓を風化させることなく、消防行政と市町民の連携をより一層強固とすることが重要だと考えています。私のテーマでもあります「価値ある未来を共に創る」に沿い、より明確に自助、共助、公助の考えを基本に据え、市町民が主体となります消防訓練、防災訓練へ指導派遣をさらに充実させ、地域防災の基軸となります地域防災リーダーの消防職員による育成、また消防団員の加入促進を踏まえた団員の育成など消防組合、地域、そして市町民の皆様の連携・連帯を緊密とし、相互に補完し合い、消防、救急、地域防災に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、救命士暴行事件隠蔽工作についてでございます。本件につきましては、平成26年7月議会から引き続きご質問されているものと伺っております。私といたしましても、消防組合管理者として市町民の皆様から消防組合の信頼を損なうことがないようにするためにも、また先ほど申し上げましたとおり、職員が職務に専念できる環境をつくり出すためにも事態を明らかにし、そして収束しなければならないものと受けとめ、就任以来一生懸命この問題に取り組んでまいりました。

そうした中、私の取り組みといたしましては、被害届が取り下げられたその経緯に焦点を絞り、私みずからが当時の関係者から救命士への暴行事件の隠蔽工作についての経緯を直接聴取いたしました。聴取の方法は、突然の通知により、同時刻に関係者をそれぞれ別室に待機させ、吉川市副市長の同席のもと、公正にそれぞれから聴取いたしました。

まず、聴取においてそれぞれの関係者から共通して確認できたことは、消防組合としての指揮命

令系統は強固に構築されているものであり、管理者を頂点としての指示系統に基づく報告、命令がなされており、そうした指示系統を飛び越えての判断、指示はないというものでした。

それを踏まえて、次に被害に遭われた救急隊員からの聴取により確認できたものとしましては、職場や職務への影響及び加害者が酩酊状態、興奮状態にあったことを考慮し、事態を大ごとにしたくない、そうした意向はありましたが、「組織として対応する」との上司からの方針を受け入れ、被害届を提出したということです。

そして、被害届の取り下げにつきましては、「取り下げてはどうか」と上司からの話があり、そこには強制力が働く指示はなかったというものでした。

次に、事件当時の消防長である相川前消防長からの聴取により確認できたものとしましては、平成26年7月議会から引き続きこれまでの答弁に相違する話がございました。平成26年12月議会までにおきましては、「平成25年1月に加害者より謝罪したい旨の申し出が消防長にあり」との説明がございましたが、本申し出の前に「被害届を取り下げるよう、前管理者から前消防長に電話があった」との話が明らかになりました。このことにより、被害届の取り下げまでの事実関係といたしましては、前管理者より被害届を出すようにとの指示があり、被害を受けた職員は「組織として対応する」との指示で被害届を提出した。その後、前管理者より被害届を取り下げるよう前消防長に電話があり、前消防長は被害届取り下げの意向を被害を受けた職員に確認し、被害を受けた職員は、事態を大ごとにしたくないものであったゆえに、被害届を取り下げる意向を示し、前消防長は被害を受けた職員が被害届を取り下げる意向であることを前管理者に報告をし、消防本部次長が加害者と連絡をとり、後日加害者が消防本部に謝罪に訪れ、被害者に解決金を支払う示談書を取り交わす旨を確認し、その後このタイミングで被害届の取り下げをしたというものでございました。

その結果、被害届を取り下げた後、後日加害者が消防組合消防本部に謝罪に訪れ、委任を受けた消防本部次長が示談書を取り交わしたというものでございます。

以上が私が聴取を行った結果、判明した被害届取り下げまでの事実関係でございます。今後におきましても、消防組合の諸活動の説明責任を職員、そして市町民に向け全うし、先ほど申し上げましたとおり、公正で透明で、そして力強く安定感ある消防行政の構築に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、3点目のけじめの報告書の提出の求めでございますが、冒頭にご説明しましたとおり、事態を明らかにし、収束し、職員が職務を全うできるような環境をつくるのが大事だと受けとめております。消防組合管理者としましては、安心・安全なまちづくりに資するために、本事情聴取を行い、そこで明らかになった被害届取り下げまでの説明を決断いたしました。それゆえ、7月議会の報告ではなく、新管理者となりました私からのこの本議会を通して各議員を初めとする皆様へのこのご説明により、事態は明らかとなり、原因究明は決着がなされたものと考えております。

ほかの質問事項につきましては、消防長より答弁させていただきます。

以上です。

○堀越利雄議長 酒井誠消防長。

○酒井 誠消防長 1点目の管理者としての基本姿勢のうち、救命士の暴行事件についてでございますが、先ほど管理者から説明がありましたとおり、私が平成26年7月及び12月議会での答弁いたしました内容に相違する点がございました。

本答弁におきましては、事件当時の相川前消防長と指揮監督下にありました部下職員からの話をもとに答弁いたしましたところでございますが、相川前消防長との間に確認、引き継ぎが十分なされていなかったものであり、この場をおかりし、おわび申し上げます。

私といたしましても、相川前消防長の話を受け、再度関係職員より事実関係を確認いたしましたので、相違する点、訂正する点を含めまして、2点目の救急救命士暴行事件の隠蔽工作についてお答えしたいと存じます。

1番目の吉川警察署への被害届の提出の組織内判断でございますが、救急活動中に救急隊員が頭部付近に殴打された被害の事実がありましたことから、消防長が管理者へ報告するとともに、管理者との協議により警察署へ被害の届け出を判断したとのことでございました。

次に、その経過でございますが、消防本部次長、被害を受けた救急隊員、出動時の救急隊の支援隊隊長の3名により吉川警察署に被害を証する診断書を添え被害の届け出をしたとのことでございました。

次に、管理者との協議、指示でございますが、消防長による事後の報告時に、管理者との協議により被害を受けた隊員の医療機関での診察と警察への届け出をいたしましたとのことでございます。

次に、出頭者でございますが、吉川消防署消防本部次長、被害を受けた救急隊員、出動時の救急隊の支援隊隊長の3名で被害の届け出に向いたとのことでございました。

次に、供述内容と時間でございますが、被害の届け出時に、先ほどご説明いたしました出頭者3名により、現場到着時の状況や被害を受けた経緯などを3時間程度警察官の聴取を受けたとのことでございました。また、後日に消防本部次長、出動した救急隊3名及び支援隊と出動した消防隊3名の計7名が吉川署に出向き、同様に現場状況や被害を受けた経緯などを3時間程度警察官の聴取を受けたとのことでございました。なお、詳細につきましては、先日警察に確認をとりましたが、本人であっても被害届などの記録は一切提出できないとのことでございました。

次に、提出の資料でございますが、救急現場で使用いたしました除細動器に内臓される音声データの記録媒体とのことでございます。また、当該音声データを読み込ませるプログラムが入ったパソコンを用意したものでございます。

次に、提出したテープ内容、なぜ提出、その保存でございますが、事件当日の救急現場で使用いたしました除細動器に事件当時の救急現場での音声内容が記録されておりましたことから、提出し



たものでございます。また、本除細動器は以降の救急活動で使用しており、使用時ごとに上書き保存されているため、記録媒体原本にデータは残っていないものでございますが、複製した音声データにつきましては保存しているものでございます。

次に、2度目の出頭者等につきましては、先ほどご説明したとおり、消防本部次長、出動した救急隊員3名及び支援隊として出動した消防隊3名の計7名が吉川警察署に出向き、現場状況や被害を受けた経緯などの聴取を受けたとのことでございます。

次に、被害届取り下げの経緯の各質問事項につきましては、先ほど管理者からのご説明のとおりでございます。

今後の扱いにつきましては、管理者と同様に、消防組合の諸活動の説明責任の全うと、公正で透明な消防行政の推進に資するよう職務上におけます明確な連絡、命令及び報告などの確保に努めるものでございます。

以上でございます。

○堀越利雄議長 ただいまの答弁に対し再質問はありませんか。

6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 ありがとうございます。中原管理者の迅速かつ公正、透明なこの調査によって、いろんなことが明らかになりました。私が指摘を続けてまいりましたけれども、これはトップによる指示以外に考えられないと、こういう上意下達の組織であればなおさらであると。しかし、それが1年間にわたって曖昧なまま放置をされてきた。そして、何がこういう忌まわしいといえますか、情けない隠蔽工作の指示になったのか。戸張さんもなかなかまじめで、本当にいい人だと私は思っています。ただ、やっぱり市長選挙が近づいてきて、県会議員選挙が近づいてきたと。自分がお世話になっている、自分のバックアップをしてくれる、そういう人たちが加害者の身近になる存在としてあると。つまり平常な感覚ではなくて、選挙をどう乗り切るか。異常時といえますか、緊急事態、そのためにはできるだけいろんな問題は起こさないほうがいいと。そして、加害者のほうにもお世話になっているだけではなくて、加害者の身内が例えば今度の県会議員の候補に立候補してくる、こういうようなトップの指示の背景には、そういうものが重層的に重なり合って、本来まじめでそういうことには手を染めない、姿勢を正している日常の管理者が、そういう事態の中でこういう問題を起こしたと私は推察をしています。今回、中原市長の英断によって、前任者が曖昧あるいは指定をしてきた、そんなことはありませんよと、思い違いですよと、あるいはいろんなところでそういうことを言っていたら、間違っていたら、あなた責任をとらされますよというようなこともこの消防本部を含めていろんな人にも問いかけられました。

中原市長が今、この報告を決着を図りたいと。1つの事実関係は明らかになった。しかし、私が申し上げたように、トップがなぜそういうことを言ってきたのかなということも、これも一つの調査対象になるのかなと。

もう一つは、それを今、前任者が中原市長と副市長の前で事実関係を明らかにした。私は大変ありがたい堂々たる対応だというふうに評価をしますけれども、なぜそのときにいさめたり、あるいは組織内で話し合いが行われたり、本部としてはこうあるべきだと思っていますよと、あるいは取り下げのときに、殴られた本人だけの問題ですかと、これが。組織を挙げての重大な事態、この組織の中で、誰がどんなふうに指示をしたのか。消防長が次長に言って、それで本人に言えばそれで済むのかと、そういう事案なのかと。

先ほどの質問でも申し上げました。まず、事実関係の調査が1つですよと、その次は原因の究明ですよと、そしてこれが1年間全く表に出ず、さらに次の1年間、私は相当な取材、調査力を持っているつもりですけれども、大変苦勞した。それほど緘口令が敷かれていますか、あるいは組織にそれぞれが誠実に向き合っているのですよ。組織の長に、あるいは管理者にお世話になっている。わざわざ事を荒立てる必要はないと、俺が黙っていればいいのだと、そんなことを蒸し返し聞いてくるほうがおかしいだろうと、こういう土壤になってしまっている。それは今の時代に合わない。村の長がまあこういう事情だと、のんでおけやと、そういう組織として今まで機能しているということで、組織あるいは業務の推進、管理としては全くできていない。そういうことをこの事件を機に原因の究明もしなければならぬ。組織のありようというものを考え直さなければならぬということでもあります。そして、当然市長はお考えだと思いますけれども、責任ということも伴ってこなければ筋道はできないだろうというふうに思っています。そして、こういうことがあった場合に、組織全体にこの情報をきちっと公開をして、みんなで協議をしていくよというようなシステムをつくっていかなければ、そしてそれが見えるようにならなければならぬと思います。

もう一つ、別な視点があろうかと思えます。救急車来てくれと電話があった。駆けつけた。その最初に駆けつけた救急車の出動の中には、救急救命の資格を持った人が必ず1人は乗っている。殴られたのはその人なのです。酔っぱらった仲間が人工蘇生をしている。専門で救命士の資格を持った救命士がかわりましょうという、どいてくださいと。そして、隊長が頭のほうを押さえて、救命士が心肺停止の傷病者に必要な判断のできる救命士がかわろうと、かわってくれとお願いをするのに、「遅いじゃないか」と言ってぶん殴る。頭だけではなくて、腹を殴った。2週間、簡単に言うけれども、2週間の診断書というのがどの程度、非常に軽くこれまでの答弁で扱われてきていますけれども、公務執行妨害の現行犯、こんなものを容認をしたら大変なことになるということが第1点。

第2点は、医学的に言えば、今、心肺停止傷病者の蘇生率、適切な救命士等による対応が行われた場合、蘇生率は11%だと、そういう数字がきのう図書館で見た消防白書に書いてありました。つまり酔っぱらいが勝手にやっていた。専門のプロフェッショナルな救命士が対応がやることがおくれた。つまりそれによって心肺停止が完全にストップして、文字どおりとまったままになった、その可能性だってないことはないのではないか。一体どうだったのだと、その因果関係。どのぐらい

の時間だったのだと、どういう影響があったのかと、こんなことがあってはならないし、これは教訓として残していかなければならない。この詳細な経過、どのくらいおくれたのか、どういう妨害があったのか、現場では殴られて隊長が羽交い絞めにしている。羽交い絞めをするような、そういうような傍若無人といいますか、暴れ方をして、けがをさせて、要するに救命の仕事をさせなかった。そこに思いをいたしていただきたい。そちら側からの調査もこの機会に求めておきたいと思います。

そして、この私どもの議会報告の中でも紹介をいたしましたけれども、消防や救急活動は記録票に記載して、公文書として保存をするということになっています。救急支援報告書、救急活動記録票、それと同時に常に事例を検討、分析をして、救急活動のこれからの向上、レベルアップに努めなければならないということも義務づけられているわけであります。最も検証が必要なこの事件であります。それをトップの指示だったということがわかったということで終わるなんていうことでは、これは済まされないし、ちょっともったいなさ過ぎるというふうに思います。あらゆる角度からぜひ検証をお願いをしたい。そして、報告書をつくるのが自浄能力を高めていこうと、組織内全体の問題だと思えます。誰も悪い人は極論すればいないといえない。誰一人悪い人はいないけれども、誠実の向き合い方が違うと、自分の支持者、自分の仲間、これはたまたまこういう選挙が控えていなかったり、あるいは加害者がこの人でなかったならば、前管理者がこういう行動に出ることは私はなかったと思います。例外中の例外として、たまたまそういう状況に遭遇してしまった。そのときにボスとしての自分ならばできるかもわからない。組織を掌握をしていると、そういうおごりも加わったであります。しかし、そういう問題。もう一つは、仲間内のみんなが聞いてくれるだろうと、どこからも漏れないだろうと。これは消防の組織全体として、どこでどういう報告をすべきだったのか、日常的にどういう協議をすべきだったのか、報告書が出ているのだったら、その報告書が出た段階でみんなに周知をする、検討する、そういうことをきちっとやっていたら、もうみんなが知っていることだったら、なかなか消せない。常に必要な情報はオープンにしていく、そういう組織風土等もつくらなければならないのではないかと私は思っています。前近代的な組織になってしまった。とても悲しい。これは組織かと、ここにいらっしゃる方で私に罵詈雑言を浴びせた、それに近いことを言った人たちも数人います。最初のうちは丁寧だったのが、どこからか緘口令を、消防長がかわってしたのかどうか、極端に雰囲気も変わってきた。そういうように組織を挙げてということになると、人が変わってしまう。組織に忠実なのです。

この事件は、いろんな問題をはらんでいると思います。吉川市の、あるいは松伏にもあるかもわかりませんが、そのほかの問題にも似たような底流が残っていて、それがやっぱり市政の推進、行政の推進、市民と行政と、あるいは市民同士の融和や協力や、いろんなこれから進めていかなければならない問題にこの何か防波堤の役割をしていないか、そういうこの温床に、温床にメスを当てるといいますか、そういうチャンスにもしていただきたい。あに消防のことならんや、消防

の救命士暴行事件にとどまらないと思います。いろんなところでそういう思いがしておりますので、この機会に新たな管理者の登場の機会に少し思っているところを開陳をさせていただいて、ご答弁をいただければと思います。

○堀越利雄議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、伊藤議員の再質問についてお答えさせていただきます。

私が就任してからこの事件に取り組む方向性が2つありました。それに今、伊藤議員もおっしゃられたことなのですけれども、1つは命をかけて市民を守るために事件、事故に立ち向かっている職員がこういった暴行事件に遭うという状況を生み出さないようにしていくということが非常に僕は管理者として大きな役割だと今回取り組む前に感じました。そして、当然そこに暴行事件は、彼が当事者で倒れられている方たちが助かる、そういった確率も当然阻害されるわけです。そういったところの現場をきちっと確保できているのかどうかということにきちっともう一度この事件を教訓にして取り組んでいかなければいけないという、その視点が1つでした。

もう一つは、この組織としてのマネジメントがきちっとできているのかどうかというのがこの事件に問われていると考えたのです。前市長が、前管理者がこういった気持ちで被害届を出して、こういった形の力でこれを下げたか、それは今、議員がおっしゃられたように、いろんなもろもろがあったかもしれませんが、そこは私が管理者としてかかわるところではないと感じております。

まず、1点目につきましては、今後きちっと当時の隊員と、また消防長と話し合いながら、職員の安心と安全をちゃんと確保しながら職務が遂行できるように、そういったシステムを今後考えていきたいと思っております。

また、もう一つは、その組織のマネジメントです。これももし前管理者の指示でない形でいろんなものが行われていたなら、僕はなおさら組織としてまずかったのではないかと、そういう観点からこの問題を見ていました。もしこれ指示を飛び越えての勝手な判断で動くとなると、消防の組織としては非常にまずい、大きな問題だと思っておりましたが、今回の証言を、調書をとる中で、きちっとその系統は守られていた。それが1つ判明したと考えています。そうなりますと、最終的な責任はやはり管理者に全てであると僕は考えています。そして、3月7日から就任しました今後は、私自身に全ての責任があるのだと。職員さんのその動き方、そして今までの議員への発言、そういったものの中で、不適切なものがあつたとしましても、それは全てやはり管理者としての責任の範疇に入るのではないかなと考えています。ですから、今回の事件をきっかけにして、この組織の中の職員のあり方、そして情報の公開のされ方、決定のされ方をもう一度きちっと見直す体制を今後つくる中で、この事件をきちっと糧にして進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○堀越利雄議長 再質問はありませんか。

6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 ありがとうございます。

管理者がかわると、こうも変わるものかと、本当に一つの吉川の変化といいますか、吉川の地域社会の時代を画する新しい市長の登場ということになるのだろうと思います。そういうトップを選び出していただいた市民の皆さんのやはり見識というものを改めて感謝を申し上げたいと思うのですが、やっぱり吉川のこれまでの地域社会のありよう、ずっと農村社会の影を背負ってきたと、そのよさもちろんあります。今やっと市民社会の扉が開きつつあるのかなと、そんな感想で、今、市民の選択の重要性ということを改めてかみしめています。多くは申しませんが、災いを転じて文字通り福となすというような、そして簡単に収束するという、気分の転換はもう大いに必要です。はつらつとした生き生きとした消防になっていただきたい。そういう有能な人たちがいっぱいいます。ぜひ今の管理者の言葉をこれから具体的な形として実践をしていただけるように、よかったと、消防の組織全体が、消防団員が、防災の関係者がそう思うと同時に、市民の目にも本当にいいまちができそうだと、そういうメッセージの一つになってもらえればと、今後大いに期待をし、注目をしてまいります。どうぞよろしく、若干時間が残りましたが、私には珍しく時間を少し残したまま終わります。ありがとうございました。

○堀越利雄議長 以上で一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

○堀越利雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



### ◎第1号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○堀越利雄議長 日程第6、第1号議案 平成27年度吉川松伏消防組合一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第1号議案 平成27年度吉川松伏消防組合一般会計予算につきまして

ご説明をさせていただきます。

平成27年度吉川松伏消防組合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を19億4,112万1,000円とするものでございます。平成26年度当初予算と比較いたしますと2億3,607万3,000円、約13.8%の増となっております。増額の主な要因といたしましては、消防指令システム及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の更新でございます。また、消防自動車等の更新整備や消防団器具置場新築工事などによる公債費の増加によるものでございます。

平成27年度の編成に当たりましては、大規模災害の発生に備えるため、防災対策拠点である消防施設の整備強化としての消防指令システム更新や車両資器材等の計画的な充実強化を図る予算編成をいたしました。

なお、詳細につきましては、消防長から説明をさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○堀越利雄議長 酒井誠消防長。

○酒井 誠消防長 第1号議案 平成27年度吉川松伏消防組合一般会計予算の説明をさせていただきます。

お配りさせていただいております予算書によりご説明申し上げます。

それでは、歳入につきましてご説明させていただきますので、恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開き願います。1款分担金及び負担金、1項1目負担金の1節常備消防費負担金14億5,199万1,000円についてでございますが、当負担金は吉川松伏消防組合同規約第14条第2項の規定により、構成市町の負担割合を前年度の消防費に係る基準財政需要額によることから、吉川市負担金につきましては、負担割合が63.80%の9億2,637万円、松伏町負担金につきましては、負担割合が36.20%の5億2,562万1,000円をそれぞれ算出させていただいたところでございます。

2節非常備消防費負担金の7,471万3,000円につきましては、吉川市並びに松伏町の各消防団の運営に要する経費でございます。吉川市負担金5,316万6,000円、松伏町負担金2,154万7,000円となっております。

その他の歳入につきましては、歳出の特定財源となっておりますので、歳出とあわせましてご説明いたします。

それでは、歳出の主なものにつきまして説明させていただきます。恐れ入りますが、12ページ、13ページをお開き願います。1款1項1目議会費の説明欄上段、議会運営事業155万4,000円につきましては、9名分の議員報酬、議会会議録、視察研修に要する経費を計上させていただきました。

次に、3款1項消防費、1目常備消防費の説明欄下段、消防職員給与費11億3,690万9,000円につきましては、再任用職員2名を含む消防職員150名分の給料、手当、共済費、退職手当に係る負担金を計上させていただきました。

次に、14、15ページをお開き願います。説明欄上段の研修事業741万2,000円につきましては、消

防大学校及び埼玉県消防学校で実施される教育訓練及び救急救命士の養成、緊急自動車運転技能研修など消防業務等を遂行する上で必要となる研修費用となっております。

次に、18、19ページをお開き願います。説明欄下段の少年消防クラブ運営事業27万6,000円につきましては、地域防災の担い手となる人材育成を目的に、継続して小学5、6年生のクラブ員、中学生の準指導員に防災教育を行うため、ジュニア防災検定受験費用や毎月のクラブ活動経費などを計上させていただきました。

次に、20、21ページをお開き願います。説明欄上段の車両資器材管理事業2,154万6,000円につきましては、消防車両並びに資器材の維持管理費用と地域防災訓練、消防訓練などで使用する煙中体験ハウスの追加配備や救急救命士の救命処置拡大による血糖値測定器の新規配備などの機械器具費用を計上させていただきました。

次に、22、23ページをお開き願います。説明欄下段の救急医療連携事業229万9,000円につきましては、先ほどご説明いたしました救急救命士の救命処置拡大に伴う血糖値測定、ブドウ糖溶液の投与などを実施するために必要となる救急救命士の教育負担金等を計上させていただきました。

次に、24、25ページをお開き願います。説明欄中段の通信指令管理事業3億5,303万5,000円につきましては、119番通報を受信する消防指令システムの工事監理委託費を含めた更新費用や通信機能を維持管理するための保守点検費用を計上させていただきました。なお、消防指令システム更新整備事業に係る財源構成につきましては、消防施設整備事業債を約90%の2億8,930万円、消防施設整備基金繰入金を約7.5%の2,556万円、一般財源を約2.5%の668万9,000円とするものでございます。

次に、26、27ページをお開きください。2目消防施設費、説明欄中段の庁舎維持管理事業447万2,000円につきましては、吉川消防署の空調設備の機能が著しく低下していることから、改修工事を行うものでございます。

説明欄下段の車両整備事業6,420万8,000円につきましては、導入後19年が経過し、老朽化に伴い火災調査車両を更新する費用でございます。車両本体は、吉川松伏防火安全協会から寄贈されますことから、艀装費となります改修費用480万円を計上させていただきました。

次に、28、29ページをお開き願います。説明欄上段の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車整備費5,940万円につきましては、緊急消防援助隊消火小隊として登録しております南分署配備の消防ポンプ自動車が導入後20年を経過しており、経年劣化のため計画に基づき更新をするものでございまして、少量の水で効果的な消火が可能な圧縮空気泡消火システム搭載の車両を配備するものでございます。なお、当消防ポンプ自動車更新費用に係る財源構成につきましては、緊急消防援助隊設備整備費補助金を約19.2%の1,140万円、消防施設整備事業債を約72.7%の4,320万円、一般財源を8.1%の4,800万円とするものでございます。

続きまして、同ページの3目非常備消防費でございますが、説明欄上段の吉川市消防団員給与費

2,492万5,000円につきましては、320名分の消防団報酬と退職報償金の準備資金積立に係る負担金を計上させていただきました。

次に、吉川市消防団運営事業2,708万7,000円につきましては、退団者の退職報償金や災害出動等の出務に係る費用弁償、また各消防団車両が災害現場まで迅速かつ確実に出動できるように住宅地図購入費などを計上させていただきました。

次に、30、31ページをお開き願います。説明欄上段の松伏町消防団員給与費929万9,000円につきましては、110名分の消防団員報酬と退職報償金の準備資金積立に係る負担金を計上させていただきました。

次に、松伏町消防団運営事業1,400万4,000円につきましては、退団者の退職報償金、災害出動等の出務に係る費用弁償や吉川市消防団と同様に住宅地図の購入費などを計上させていただきました。

次に、32、33ページをお開きください。4目非常備消防施設費でございますが、説明欄上段の吉川市消防団器具置場維持管理事業173万2,000円につきましては、老朽化に伴う第6分団器具置場の修繕費用並びに各消防団器具置場の維持管理費などを計上させていただきました。

続きまして、吉川市消防団車両整備事業1,348万6,000円につきましては、老朽化しております第13分団車両を更新計画に基づき計上させていただきました。更新する車両は、台風や竜巻などの特殊災害に対応できるようエンジンカッターなどの破壊器具や照明器具などを積載した多機能型消防団車両でございます。また、当該の消防団車両更新整備に係る財源構成につきましては、非常備消防施設整備事業債を100%の1,340万円とするものでございます。

次に、松伏町消防団器具置場維持管理事業104万8,000円につきましては、各消防団器具置場の維持管理費などを計上させていただきました。

最後に、4款1項公債費の1目元金1億7,406万6,000円、2目利子1,177万5,000円につきましては、消防庁舎、消防自動車等更新整備や消防団器具置場新築工事などで借り入れました地方債の償還金を計上させていただきました。

以上で平成27年度吉川松伏消防組合一般会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○堀越利雄議長 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして、6番、伊藤正勝議員の質疑を許可いたします。

通告第1号、6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 それでは、吉川松伏消防組合一般会計予算に関連して5項目の質問をいたします。

ざっと見渡して、前年度と比べて若干変動の大きい予算項目について質問をしてみたいということとであります。



1つは、少年消防クラブ運営事業であります。生き生きとした小学生を中心とした少年クラブの活動ぶりが先日出初式でしたか、披露されて拝見をいたしました。小学生や中学生、こういう人たちに参加していただく、関心を持ってもらう。とてもいいことだなと思いつつながら、将来を楽しみに拝見をいたしました。

今回、前年度が1,354万円に対して276万円と大幅に減額になります。4分の1ぐらいの額になるのですが、これはどういうことによるのかなと、もうちょっと拡大していても、あるいは充実させてもいいのかなと。もう中央ではこういうことを盛んにすると同時に、盛んになるように、対象年齢を15歳から18歳まで上げるように、そういうことを具体的に検討していきなさいという情報も得ていました。そういうことを含めてちょっと実情と、これからを含めて予算との関連で伺っておきたいということでもあります。

2番目の質問は、車両資器材管理事業に関連してでございます。この中に参考資料として配付されたものに1行、救急救命士処置拡大に伴う血糖値測定器購入、煙中ハウス購入、煙中ハウスというのもよくわかりませんが、煙の中のハウス購入、防災用のテントのことかなとも思いますけれども、これらを含めてどういうものなのか、救命救急士の処置がだんだん拡大されて、病院との連携を含めて救急の役割が一段と重要になり拡大をされていると、その一環だとも思いますけれども、この血糖値測定器の中身と同時に、どういうことを救急救命士の人々あるいは車両のその辺の中で対応ができるのか、するのか。あわせて、これは違う項目にも入っていくのでしょうか、やっぱりある種の研修、資格なども求められるのかなと、この辺まで触れていただければと。

そして、病気で運ばれる人が二千六、七百人でしたか、3,900人のうち。それらの中にこの糖尿病あるいは血糖値測定が求められる人たちはどのぐらい出そうな対象人数ということの想定についてもこの機会に伺っておきたいということでもあります。

第3点は、消防指令システムの更新整備事業についてであります。災害通報を受け付け、出動命令などデジタル化の中で消防システムの更新整備が図られて、どんなふうレベルアップがされるのか。

あわせて、これは2回目の質問でやってもいいのですが、きのうでしたか、山形の大学で、山形市で大学生が119番をして救急車をお願いしたいと言ったのに出動しなかった。結果として亡くなってしまったということで、1億円の損害賠償請求事件があったわけですが、結果的に1,500万円の和解金できのう決着をしたという報道がテレビで、けさの新聞で一部なされています。録音状況なんかも含めて、今どうなっているのか。このシステムが整備されることによって、より綿密にそういう資料が残っていくのかなと、非常に便利でもあり、若干万一のときは証拠が明白になってしまうのかなと思ったりもしますが、この辺の内容、そしてこれは2回目でもやってもいいのですが、そこら辺の考え方について指導の方針等も含めて触れていただければということでもあります。

次に、車両整備事業であります。車両整備の購入費、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車整備事業、このような説明もされておったかと思えますけれども、これも前年度に比べると、3分の1近くの予算規模ということでもあります。消防長の説明の中では、緊急消防援助隊という言葉もこれに関連して出てきましたけれども、もうちょっとこの関係を少しコメントをして、その内容、そして今後の整備計画等にも触れてご説明をいただきたいということでもあります。

車両購入費、消防団、つまり非常備消防施設のほうでございます。26年度に比べて大幅減ということは、実質的に調査費なのか、あるいは何か別のことなのか、そして今後の消防団の車両の整備等はどんなことになるのかということをおわせて伺っておきます。

以上5点、よろしくお願いいたします。

○堀越利雄議長 6番、伊藤正勝議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

地引二郎次長。

○地引二郎次長兼総務課長 それでは、伊藤議員の質問にお答えをいたします。

1点目の少年消防クラブ運営事業の実情と今後についてでございますが、現状であります平成26年度は、小学5年、6年生のクラブ員45名、中学生の準指導員18名の合計63名により、毎月1回程度規律訓練、初期消火訓練及びジュニア防災検定の資格取得等の活動を実施したところでございます。平成27年度におきましては、入退団により、クラブ員25名、準指導員8名の合計33名を予定しております。今後につきましても、ジュニア防災検定資格取得等の活動を予定しており、準指導員とともに活動内容の充実に努めたいと思っております。

次に、少年消防クラブ運営事業の予算大幅減の理由についてでございますが、平成26年度当初予算と比べますと107万8,000円の減額となっております。主な減額の理由といたしましては、平成26年度にコミュニティ助成事業を活用して、軽可搬ポンプ、消防ホース、ヘルメット、防火衣等を整備したためでございます。なお、ことし1月に開催されました吉川市消防出初式におきまして、軽可搬ポンプ等を使用し、訓練をご披露させていただきました。

以上でございます。

○堀越利雄議長 鈴木克巳吉川署長。

○鈴木克巳吉川消防署長 3点目の消防指令システム更新整備事業についてご説明いたします。

1つ目の進捗状況についてでございますが、現在までにおいては、先ほど管理者からの行政報告で契約手続に関する報告がございましたとおりでございます。本事業の今後のスケジュールにつきましては、議会での議決後、直ちに本契約を交わしまして、システムを構築するための調整事項の打ち合わせを6月中旬までに済ませ、その後、指令室の改装工事や機器の入れかえを行う予定でございます。入れかえの際は、119番通報や出動指令、消防活動に支障がないように万全の体制を整えてから順次入れかえるものでございます。入れかえ期間中に設置完了した機器は、随時運用を開始いたしまして、全てのシステムの運用開始を平成28年3月1日と予定してございます。

次に、2つ目の利便性向上の内容についてでございますが、初めに「Web119」の導入でございます。こちらにつきましては、聴覚障害と言語機能障害をお持ちの方が携帯電話やスマートフォンなどの電話機からインターネットを介して119番通報をするものでございます。既にファクスによる119番通報や端末機器を利用する緊急通報システムにより聴覚障害者または高齢者や独居老人の方々を対象とした通報システムも整備をされておりますが、さらに利便性を向上させるため、自宅以外の場所からでも通報ができるようになるものでございます。

次に、119番通報の受信から出動指令と消防活動全般を支援する指令台を最新の通信技術とコンピューター技術を備えたものに更新するとともに、従来の2台から4台に増やします。また、指令室職員も平成27年度より24時間勤務の確保人員を常時3名から常時4名に増員するところでございます。これにより、災害発生時の対応が従来よりも迅速に行え、初動体制強化につながるものでございます。

次に、指令台の地図データ更新方法についてでございます。現在、指令室にて新しくできた店舗や住宅などのデータを入力し、月に1度そのデータを各署に渡し、緊急車両に搭載されている地図を表示する機器のデータを更新しているところでございます。新しい消防指令システムでは、管内地図を常に最新データに更新できる新たな専用回線を整備します。また、緊急車両の搭載する地図を表示する機器も入れかえをいたしまして、各署の車庫内で常時最新の地図データが更新できるように環境整備するものでございます。さらに、この専用回線を導入したことで、指令室で遠隔操作が可能な監視カメラを吉川署、松伏署、南分署の屋上などに設置いたしまして、大規模災害時の情報収集などに役立てるものでございます。

次に、災害発生時の連絡方法でございます。現在は火災が発生した場合、電話回線による順次指令装置という機器を活用して消防職員及び消防団員に連絡をしているところでございます。それに加えてメール機能を活用し、消防職員及び消防団員にも一斉送信ができる災害情報配信システムを導入いたします。これにより短時間で情報の伝達が可能となり、各種災害に素早く対応できる体制を整えることができます。緊急時の連絡方法では、現在民間会社が運営しているメール配信機能を使用し、非番招集や各種災害の状況などを必要に応じて職員がメールでの送受信を行って対応しております。こちらにつきましては、今後も継続して運用してまいります。

次に、通報者の番地間違いや新しい番地などの理由により、その番地が指令台の地図上に存在しない場合には、指令台操作画面上に該当する番地がないことを知らせる機能を備えます。これにより、災害発生場所の間違いを未然に防ぐ対策を講じるものでございます。

それから、先ほど山形県の大学生の救急要請をして救急車を出さなかった件の問い合わせがございましたが、119番の通報内容から対応した職員の音声につきましては、全て録音がされてございます。

それから、昨年末に12月の議会で決算の認定の際に、伊藤議員から質問をいただきまして、一部

誤解を招く答弁がございましたので、ここで補足説明をさせていただきます。デジタル無線に録音の装置もございませんと答弁いたしました。移動型無線装置につきましては2種類ございまして、まず1つ目は携帯型無線装置でございます。こちらにつきましては、録音機能がございません。2つ目の緊急車両に設置してございます車載型無線装置には録音機能がございます。しかし、常に録音されているわけではなく、必要なときにボタン等の操作を行いまして、録音を設定するものでございます。災害発生時にはそのような機能を使用いたしませんので、職員には録音機能は使用しないということで説明してございます。また、指令室においては、前回答弁したとおり、119番の受信内容ですとか、無線交信の内容は全て録音されております。一応前回の答弁の補足とさせていただきます。

以上でございます。

○堀越利雄議長 伊藤嘉則警防課長。

○伊藤嘉則警防課長 続きまして、2点目の車両資器材更新事業、処置拡大と血糖値測定器購入、その内容、資格研修、年間の対象人数についてご説明をいたします。

初めに、処置拡大とその内容についてでございますが、平成26年1月31日、救急救命士法施行規則の一部を改正する省令が公布され、平成26年4月1日より救急救命士の行う救急救命処置として、医師の具体的な指示のもとで心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の2つが新たに可能となりました。

2つの追加された救命処置の内容についてご説明をさせていただきます。

1つ目は、以前は心肺停止状態のみに実施可能と限定されておりました静脈路確保及び輸液の実施が、今後はショックが疑われる、またはクラッシュ症候群が疑われる、もしくはクラッシュ症候群に至る可能性がある重症傷病者に対してできることとなったものでございます。

2つ目は、意識障害のある傷病者に対し、測定器を使用し、血糖値測定を行い、低血糖発作と判明した症例へのブドウ糖溶液の投与が可能となったものでございます。

次に、血糖値測定器購入の内容についてでございますが、先ほど申し上げました2つ目の追加された処置、血糖値測定に対応するための資器材で、血液を採取する穿刺部分、試験紙が一体化し、簡単に血糖値が測定できる測定器4台の購入を予定しております。その配備につきましては、各署にあります救急自動車に1台ずつ積載する予定でございます。

次に、資格研修、年間の対象人数についてでございますが、心肺機能停止前静脈路確保及び輸液、血糖測定並びにブドウ糖投与に対応するための救急救命士を養成するには、埼玉県消防学校救急救命士養成所や埼玉県東部地域メディカルコントロール協議会などが行う追加講習の受講が必要となります。平成27年3月には、埼玉県消防学校救急救命士養成所にて行われました追加講習に救急救命士を1名派遣をいたしました。また、平成27年度は、埼玉県消防学校救急救命士養成所の追加講習に2名、埼玉県東部地域メディカルコントロール協議会の追加講習に4名、合計6名の救急救命

士の派遣を予定しております。

また、意識障害の患者さんの数とご質問がございましたが、傷病者の中で意識障害に救急出動する件数はかなり多くございます。その中で低血糖傷病者数の数として調査は申しわけないのですが、いたしておりません。

それから、煙中ハウスの件につきましてご質問がございましたが、先ほど消防長のほうからもご説明がありましたように、地域防災訓練、消防訓練などで使用するものでございまして、ビニールハウスをイメージしていただきまして、その中に擬似的な煙をたきまして、実際の煙の中の災害を体験してもらうというものでございます。

続きまして、4点目の車両整備事業についてのその内容についてでございますが、平成27年度購入を予定しております災害対応特殊消防ポンプ自動車は、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱に定める基準を満たした消防ポンプ自動車でございます。緊急消防援助隊といいますのは、平成7年に阪神・淡路大震災が起きました。それを契機に自隊、自分のその地域の消防だけでは対応がし切れないということで、その付近の県あるいは全国から応援に向かう消防隊、こういう体制を法整備がされまして、整った内容でございます。

この更新した消防ポンプ自動車との違いなのですけれども、特に大きな違いはございません。四輪駆動のシャシを使用した消防ポンプ自動車であるということです。

今後の計画の確認についてでございますが、消防車両の更新の目安に基づき今後5カ年における更新予定につきましてご説明をいたします。平成27年度につきましては、災害対応特殊消防ポンプ自動車1台、予防車1台、平成28年度につきましては、消防ポンプ自動車1台、搬送車1台、平成29年度につきましては、救急車1台、搬送車1台、平成30年度につきましては、消防ポンプ自動車1台の増車、平成31年度につきましては、救急車1台、以上が今後5カ年における計画でございます。

計画に際しましては、経過年数を基準とし、それぞれの消防車両における使用頻度、故障修理等の履歴、経年劣化の度合い、走行距離といったさまざまな状況と、吉川市、松伏町の財政状況を考慮して計画をしているものでございます。

先ほど消防長のほうで答弁の中で、消防ポンプ自動車更新費用に係る財源構成についての内容で、一般財源を8.1%の4,800万円と発言がございましたが、訂正をさせていただきますと、480万円ということに訂正をさせていただきます。

続きまして、5点目の消防団車両整備事業についてのその内容についてですが、平成27年度は吉川市消防団第13分団の車両が更新予定となっております。

車両形態につきましては、平成26年度に更新いたしました松伏町消防団第3分団車両と吉川市消防団第11分団車両とは異なる車両形態としており、これまでの火災活動用資器材に加え、救助活動用資器材の積載が可能となるいわゆる多機能型消防団車両の更新配備を予定いたしております。

主な救助活動用資器材につきましては、平成26年2月に改正されました消防団の装備の基準に照らしまして、油圧切断機、エンジンカッター、コンクリート破壊器具、チェーンソー、担架などを予定しているところでございます。

次に、全体計画と今後につきましては、吉川市消防団につきましては、配備後経過年数が17年を超える車両が多数存在することからも、平成24年度より毎年度1台の更新配備が計画されているものでございます。今後につきましては、全体の消防力のバランスを考慮しながら、現行どおりの消防車両と多機能型消防団車両が混在する形で更新整備を計画しているものでございます。

以上でございます。

○堀越利雄議長 ただいまの答弁に対し再質疑はありませんか。

6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 いや、もう十分に丁寧に説明をしていただいて、ありがとうございました。

先ほど山形の訴訟事件、119番通報できのう一部のテレビでは、そのテープが流れていましたね。それほどおかしいとも、重くないといってもおかしくない。しかし、結果的に亡くなった。非常にそういう対応が難しいなと思います。

もう一つ、今デジタル化の中で、消防指令システムが更新をされる。これも先ほどあったかと思いますが、これ東京の事例ではなかったかと思いますが、番地を、119番で連絡が来た番地の通報と実際の火事現場が違つたと、3分ほどおくれたために問題が発生したというようなことが、これもテレビだったか、かなり重く紹介をされていたと思います。何を言いたいかということ、消防を取り巻く情勢、大変多岐にわたると同時に、世間の目、そしてちょっとした手違い、必ずしも不注意ではなくても、責任を問われることにもなりかねません。いろんな問題を提供し、追及もしておりますけれども、要は明朗闊達な、そして自信と誇りを持って働きやすい皆さんの職場にしていきたいという思いでございます。どうぞよろしく。ありがとうございました。

○堀越利雄議長 次に、8番、川上力議員の質疑を許可いたします。

通告第2号、8番、川上力議員。

○8番 川上 力議員 8番議員の川上力でございます。議長より許可をいただきましたので、第1号議案 平成27年度吉川松伏消防組合一般会計予算につきまして、通告に従って2点質疑をさせていただきます。

前者の質疑におきまして、かなり1点目のほうはわかりましたので、ちょっと私の質疑の中で漏れているといえますか、説明していただきたいのは、資料のほうになります23ページの救急医療連携事業229万9,000円の予算が今回は救急救命士処置拡大追加講習ということで、先ほど6名の方が講習を受けられるということがございました。そういった追加講習等がふえるということなのに、予算として減額されているということがどういうことなのかということについてだけこちらの1点目についてご答弁いただきたいと思います。

2点目ですが、歳入歳出予算事項別明細書の3款消防費、1項消防費、1日常備消防費の中ですが、23ページの応急手当普及啓発事業94万7,000円というのがございます。こちらも議案資料7ページに応急手当普及啓発活動資器材、AEDトレーナー購入というふうに書いてございますが、これは何台購入されて、どのような効果を見込むのかということについてご答弁をお願いします。

○堀越利雄議長 8番、川上力議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

伊藤嘉則警防課長。

○伊藤嘉則警防課長 川上議員のご質問に対してお答えをいたします。

まず、1点目の減額の理由は何かについてでございますが、処置拡大に伴う追加講習の費用が新たに加わりますが、ほかの獨協医科大学越谷病院で行われます救急救命士就業前研修、救急救命士再教育研修、面談式事後検証の費用がそれぞれ平成27年度より減額となりますので、医療連携事業全体的に見ますと、減額となっているところでございます。

2点目の応急手当普及啓発事業のAEDトレーナーは何台購入するのか、どのような効果を見込むのかについてでございますが、現在19台のAEDトレーナーを保有しております。応急手当の講習時に使用しているところでございます。しかしながら、小中学校などの大人数の救急指導の際には、AEDトレーナーの不足により、充実した実技指導が難しいことや老朽化が著しいトレーナーもあり、機器が現在のAEDの指導要領に沿ったものでないものもあることから、平成27年度は2台の購入を予定しております。今後は3年間で6台のAEDトレーナーを更新していく予定でございます。

その効果につきましては、多くの方々に正しい応急手当の知識や実技を習得していただくことが管内の救命率の向上につながることから、AEDトレーナーや訓練人形など講習用資器材の台数が充実することにより、受講者の方々がいざというときに、迷うことなく自信を持って応急手当が実施できるよう、実際に身体で覚えていただく実技を中心とした、より充実した指導を行うことができると考えております。

また、自治会などの大規模な訓練などの際にも、それぞれ参加した方々がAEDトレーナーを使用したAED取り扱い訓練を実施することができ、正しいAEDの知識、実技など、より多くの方々に習得していただくことが可能になると考えております。

以上でございます。

○堀越利雄議長 ただいまの答弁に対し再質疑はありませんか。

8番、川上力議員。

○8番 川上 力議員 そうでしたら、2点です。

1点目の減額の理由、獨協大学での講習等が減ったということなのですか、これは要するに単価が減ったということなのか、それとも人数が減ったということなのか。単価が減った、人数が減った、その辺についてちょっとご説明願いたいと思います。

それから、AEDにつきましては、先ほど一般質問の中でもご答弁いただいて、本来であれば市町民皆さんが使い方を理解して、いざというときにもう人に頼らずできるというのが理想というようなお話をいただきました。そういった意味で、今回の2台を含めて3年間で6台ということで、更新ということですから、ふえるというよりも、新しいのと取りかえていくということだと思いますので、トータルの台数は計算上20台というのが続いていくという形になると思うのですが、構成市町の防災担当とか、あと今、自治会のというお話いただきましたが、いわゆる自主防組織とか、そういったところもしっかり連携して有効な活用が、今までもしているとは思いますが、しているのか、していないのか。今後もそういった部分はどうか、ちょっとお答えいただければと思います。

○堀越利雄議長 ただいまの再質疑に対しまして答弁を求めます。

伊藤嘉則警防課長。

○伊藤嘉則警防課長 川上議員の再質問についてお答えをいたします。

1点目の病院研修の内容でございますが、獨協医科大学で行われます研修全て半額になることから、結果的に減額ということでご理解いただければと思います。

もう一点目のAEDトレーナーの件につきましては、今後3年間で6台入れまして、そうです、そのとおりで20台のAEDトレーナーをそろえながら、自治会あるいは自主防災組織の訓練要請に対応していくという形で考えております。今後はより市の担当部局とも相談等を交えながら回数を増していくとか、その訓練の回数を増していくとか、いろいろと相談をしていきながら進めていければと考えているところです。ちなみに、昨年救命講習を行った人数なのですが、総トータルで1,646名の方がAEDを使った心肺蘇生法の訓練を行っております。来年度も同じような目標値を持ちながら継続していければと考えております。

以上でございます。

○8番 川上 力議員 終わります。

○堀越利雄議長 質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、本案を採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○堀越利雄議長 挙手全員であります。



よって、第1号議案 平成27年度吉川松伏消防組合一般会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。



◎閉会の宣告

○堀越利雄議長 以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成27年第1回吉川松伏消防組合議会定例会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時53分